

総務委員会資料(Ⅲ)

2月定例会主要事項

- 岡山県附属機関条例等の一部を改正する条例 …………… P 1
- 岡山県公益認定等委員会条例 …………… P 1 2
- 岡山県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例 …… P 1 5
- 岡山県職員等定数条例の一部を改正する条例 …………… P 2 0
- 岡山県税条例の一部を改正する条例 …………… P 2 3
- 岡山県防災対策基本条例 …………… P 2 6
- 地方公営企業等金融機構出資について …………… P 4 5
- 包括外部監査契約の締結について …………… P 4 6

平成20年2月15日

総 務 部

岡山県附属機関条例等の一部を改正する条例案要綱

担当課 総務部総務学事課ほか

項 目	記 載 欄
案の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 岡山県行政情報公開条例及び岡山県個人情報保護条例の規定による諮問に係る不服申立てについての調査審議及び意見の具申に関する事務を担当する岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会を設置し，岡山県行政情報公開審査会及び岡山県個人情報保護審査会を廃止する。 2 岡山県消費者苦情処理委員会が担任する岡山県消費生活条例に定める消費者苦情に係るあっせん又は調停及び訴訟に対する援助に係る意見の具申に関する事務を，岡山県消費生活懇談会が担任することとし，岡山県消費者苦情処理委員会を廃止する。 3 岡山県環境保全委員会が担任する岡山県環境基本条例の規定による環境の保全に関する提言についての調査審議及び意見書の提出に関する事務を，岡山県環境審議会が担任することとし，岡山県環境保全委員会を廃止する。 4 岡山県健康の森学園運営協議会を廃止する。 5 岡山県社会教育委員及び岡山県教科用図書選定審議会の委員の定数を15人以内（現行20人）に改める。 6 その他規定の整備を行う。
改正理由	<p>改訂第3次岡山県行財政改革大綱に基づき，簡素で効率的な行政システムを構築するため，その審議内容が類似する審議会の統廃合を行う等所要の改正を行う必要がある。</p>
案と予算措置との関係	なし
備 考	

岡山県附属機関条例等の一部を改正する条例

(岡山県附属機関条例の一部改正)

第一条 岡山県附属機関条例(昭和二十七年岡山県条例第九十二号)の一部を次のように改正する。

第四条中「この条例」を「この条例及び他の条例」に、「外」を「ほか」に改める。

別表第一岡山県三木記念事業基金運営審議会の項の次に次のように加える。

岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会	岡山県行政情報公開条例(平成八年岡山県条例第三号)及び岡山県個人情報保護条例(平成十四年岡山県条例第三号)の規定による諮問に係る不服申立てについての調査審議及び意見の具申に関する事務
---------------------	---

別表第一岡山県行政情報公開制度運営審議会の項中「(平成八年岡山県条例第三号)」及び「(平成十四年岡山県条例第三号)」を削り、同表岡山県消費生活懇談会の項中「具申」の下に「並びに岡山県消費生活条例(平成十七年岡山県条例第十四号)に定める消費者苦情に係るあつせん又は調停及び訴訟に対する援助に係る意見の具申」を加え、同表岡山県消費者苦情処理委員会の項及び岡山県環境保全委員会の項を削る。

(岡山県行政情報公開条例の一部改正)

第二条 岡山県行政情報公開条例(平成八年岡山県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第七条第一号中「第二十六条」を「第二十五条」に改める。

第十七条の見出しを「(岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会への諮問)」に改め、同条中「岡山県行政情報公開審査会」を「岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会(岡山県附属機関条例(昭和二十七年岡山県条例第九十二号)に基づく岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会をいう。以下「審査会」という。)」に改める。

第十八条中「第二十一条」を「第二十条」に改める。

第二十条を削る。

第二十一条第四項中「第二十三条第一項」を「第二十二條第一項」に改め、同条を第二十条とし、第二十二條を第二十一条とし、第二十三條を第二十二條とし、第二十四條を第二十三條とし、同条の次に次の一条を加える。

(委員の秘密保持義務)

第二十四条 審査会の委員は、この条例に基づき職務上知ることができた秘密を漏らしてはならぬ

い。その職を退いた後も同様とする。

第二十五条を削り、第二十六条を第二十五条とし、第二十七条を第二十六条とし、第二十七条の二を第二十七条とする。

第三十四条中「(昭和二十七年岡山県条例第九十二号)」を削る。

第三十六条中「第二十条第七項」を「第二十四条」に改める。

(岡山県個人情報保護条例の一部改正)

第三条 岡山県個人情報保護条例(平成十四年岡山県条例第三号)の一部を次のように改正する。

目次中「岡山県個人情報保護審査会」を「岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会」に、「第四十五条」を「第四十四条」に、「第四十六条」を「第四十五条」に改める。

第三十六条第一項中「次条第四号」を「第三十七条第四号」に改める。

第三十七条の見出しを「(岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会への諮問)」に改め、同条中「第四十一条」を「第四十条」に、「岡山県個人情報保護審査会」を「岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会(岡山県附属機関条例(昭和二十七年岡山県条例第九十二号)に基づく岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会をいう。以下「審査会」という。)」に改める。

第三十八条中「第四十一条」を「第四十条」に改める。

「第四章 岡山県個人情報保護審査会」を「第四章 岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

第四十条を削る。

第四十一条第四項中「第四十三条第一項」を「第四十二条第一項」に改め、第四章中同条を第四十条とし、第四十二条を第四十一条とし、第四十三条を第四十二条とし、第四十四条を第四十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

(委員の秘密保持義務)

第四十四条 審査会の委員は、この条例に基づく職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第四十五条を削り、第五章中第四十六条を第四十五条とし、第四十七条を第四十六条とし、第四十七条の二を第四十七条とする。

第四十九条中「(昭和二十七年岡山県条例第九十二号)」を削る。

第五十四条中「第四十条第七項」を「第四十四条」に改める。

(岡山県消費生活条例の一部改正)

第四条 岡山県消費生活条例(平成十七年岡山県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第二十八条中「岡山県消費者苦情処理委員会（岡山県附属機関条例に基づく岡山県消費者苦情処理委員会をいう。第三十条並びに第三十一条第一項及び第二項において「委員会」という。）」を削る。

第三十条（見出しを含む。）並びに第三十一条第一項及び第二項中「委員会」を「懇談会」に改める。

第三十四条中「及び第十八条第二項」を「第十八条第二項並びに第三十一条第一項及び第二項」に改める。

（岡山県環境基本条例の一部改正）

第五条 岡山県環境基本条例（平成八年岡山県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

目次中「岡山県環境保全委員会」を「岡山県環境審議会」に改める。

第十条第四項中「岡山県環境審議会」の下に「（第二十五条及び第二十七条において「審議会」という。）」を加える。

「第三章 岡山県環境保全委員会への提言」を「第三章 岡山県環境審議会への提言」に改める。

第二十五条中「岡山県附属機関条例（昭和二十七年岡山県条例第九十二号）に基づく岡山県環境保全委員会（第二十七条において「委員会」という。）」を「審議会」に改める。

第二十七条中「委員会」を「審議会」に改める。

（岡山県健康の森学園条例の一部改正）

第六条 岡山県健康の森学園条例（平成二年岡山県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第三条を削り、第四条を第三条とする。

第五条中「第十二条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同条を第四条とし、第六条から第八条までを一条ずつ繰り上げる。

第九条第一項中「第七条第一項」を「第六条第一項」に、「第七条第二項」を「第六条第二項」に改め、同条第二項中「第七条第一項」を「第六条第一項」に改め、同条を第八条とする。

第十条第一項中「第七条第一項」を「第六条第一項」に改め、同条を第九条とし、第十一条を第十条とする。

第十二条中「第六条」を「第五条」に改め、同条を第十一条とし、第十三条から第十七条までを一条ずつ繰り上げる。

別表中「（第十条関係）」を「（第九条関係）」に改める。

（岡山県社会教育委員の定数及び任期に関する条例の一部改正）

第七条 岡山県社会教育委員の定数及び任期に関する条例（昭和二十四年岡山県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「二十名」を「十五名以内」に改める。

（岡山県教科用図書選定審議会の委員の定数に関する条例の一部改正）

第八条 岡山県教科用図書選定審議会の委員の定数に関する条例（昭和三十九年岡山県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

本則中「二十人」を「十五人以内」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

（岡山県行政情報公開審査会及び岡山県個人情報保護審査会の廃止並びに岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会の設置に伴う経過措置）

2 この条例の施行前に岡山県行政情報公開審査会又は岡山県個人情報保護審査会にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは第一条の規定による改正後の岡山県附属機関条例に基づく岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会（以下「新審査会」という。）にされた諮問とみなし、当該諮問について岡山県行政情報公開審査会又は岡山県個人情報保護審査会がした調査審議の手続は新審査会がした調査審議の手続とみなす。

（秘密保持義務に関する経過措置）

3 岡山県行政情報公開審査会又は岡山県個人情報保護審査会の委員であつた者に係るその職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない義務については、第二条及び第三条の規定の施行後も、なお従前の例による。

改正理由

改訂第三次岡山県行財政改革大綱に基づき、簡素で効率的な行政システムを構築するため、その審議内容が類似する審議会の統廃合を行う等所要の改正を行う必要がある。

岡山県消費生活懇談会	消費生活に関する重要事項の調査審議及び意見の具申並びに岡山県消費生活条例（平成十七年岡山県条例第十四号）に定める消費者苦情に係るあつせん又は調停及び訴訟に対する援助に係る意見の具申に関する事務
略	略

岡山県消費生活懇談会	消費生活に関する重要事項の調査審議及び意見の具申に関する事務
岡山県消費者苦情処理委員会	岡山県消費生活条例（平成十七年岡山県条例第十四号）に定める消費者苦情に係るあつせん又は調停及び訴訟に対する援助に係る意見の具申に関する事務
岡山県環境保全委員会	岡山県環境基本条例（平成八年岡山県条例第三十号）の規定による環境の保全に関する提言についての調査審議及び意見書の提出に関する事務
略	略

岡山県附属機関条例新旧対照表（第一条関係）

		新		旧	
略	岡山県行政情報公開 制度運営審議会	岡山県行政情報公開 ・個人情報保護審査 会	岡山県三木記念事業 基金運営審議会	岡山県行政情報公開 条例（平成八年岡山県条例 第三号）及び岡山県個人 情報保護条例（平成十 四年岡山県条例第三号） の規定による諮問に係 る不服申立てについての 調査審議及び意見の具 申に関する事務	岡山県行政情報公開 条例（平成八年岡山県条例 第三号）の規定による行政 情報の公開の総合的 な推進に関する重要 施策についての調査 審議及び意見の具申 並びに岡山県個人 情報保護条例（平成 十四年岡山県条例第 三号）の規定による 個人情報保護の保護 に関する重要施策に 関する事務
	略	略	略	略	略
<p>（その他） 第四条 この条例及び他の条例に定めるもののほか、附属機関の運営、組織等に関し必要な事項は、知事又は教育委員会が定める。 別表第一（第二条関係）</p>					
<p>（その他） 第四条 この条例に定めるものの外、附属機関の運営、組織等に関し必要な事項は、知事又は教育委員会が定める。 別表第一（第二条関係）</p>					

(審査会の調査権限)

第二十條 1、3略

4 第一項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問庁(次条及び第二十二條第一項において「不服申立人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができ

第二十一條、第二十三條略

(委員の秘密保持義務)

第二十四條 審査会の委員は、この条例に基づく職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第二十五條・第二十六條略

第二十七條 略

(行政情報公開制度運営審議会への諮問)

第三十四條 実施機関は、行政情報の公開を総合的に推進するための重要施策の立案及び実施に当たっては、岡山県行政情報公開制度運営審議会(岡山県附属機関条例に基づく岡山県行政情報公開制度運営審議会をいう。)の意見を聴かなければならない。

(罰則)

第三十六條 第二十四條の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(審査会の調査権限)

第二十一條 1、3略

4 第一項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問庁(次条及び第二十三條第一項において「不服申立人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができ

第二十二條、第二十四條略

(委任)

第二十五條 第二十条から前条までに定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

第二十六條・第二十七條略

第二十七條の二 略

(行政情報公開制度運営審議会への諮問)

第三十四條 実施機関は、行政情報の公開を総合的に推進するための重要施策の立案及び実施に当たっては、岡山県行政情報公開制度運営審議会(岡山県附属機関条例(昭和二十七年岡山県条例第九十二号)に基づく岡山県行政情報公開制度運営審議会をいう。)の意見を聴かなければならない。

(罰則)

第三十六條 第二十条第七項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

岡山県行政情報公開条例新旧対照表（第二条関係）

新

旧

（公文書の開示義務）

第七条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

- 一 法令若しくは条例（次号及び第二十五条において「法令等」という。）の定めるところにより公にすることができないとされている情報又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従わなければならない各大臣等の指示その他これに類する行為により公にすることができない情報
- 二 七略

（岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会への諮問）

第十七条 開示決定等について行政不服審査法に基づく不服申立てがあつたときは、当該不服申立てに係る処分庁又は審査庁は、次に掲げる場合を除き、速やかに、岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会（岡山県附属機関条例（昭和二十七年岡山県条例第九十二号）に基づく岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会をいう。以下「審査会」という。）に諮問し、その答申を尊重して、当該不服申立てに対する決定又は裁決をしなければならない。

一・二略

（諮問をした旨の通知）

第十八条 前条の規定により諮問をした処分庁又は審査庁（第二十条において「諮問庁」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

一 三略

（公文書の開示義務）

第七条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

- 一 法令若しくは条例（次号及び第二十六条において「法令等」という。）の定めるところにより公にすることができないとされている情報又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従わなければならない各大臣等の指示その他これに類する行為により公にすることができない情報
- 二 七略

（行政情報公開審査会への諮問）

第十七条 開示決定等について行政不服審査法に基づく不服申立てがあつたときは、当該不服申立てに係る処分庁又は審査庁は、次に掲げる場合を除き、速やかに、岡山県行政情報公開審査会に諮問し、その答申を尊重して、当該不服申立てに対する決定又は裁決をしなければならない。

一・二略

（諮問をした旨の通知）

第十八条 前条の規定により諮問をした処分庁又は審査庁（第二十一条において「諮問庁」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

一 三略

（岡山県行政情報公開審査会）

第二十条 第十七条の規定による諮問に応じ不服申立てについて調査審議をするため、岡山県行政情報公開審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、前項に規定する調査審議を通じて必要があると認めるときは、実施機関に意見を具申することができる。

3 審査会は、委員五人以内で組織する。

4 委員は、識見を有する者のうちから知事が任命する。

5 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、

(審査会の調査権限)

第四十条 1、3略
4 第一項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問庁（次条及び第四十二条第一項において「不服申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求め、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができ

第四十一条、第四十三条略

(委員の秘密保持義務)

第四十四条 審査会の委員は、この条例に基づく職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第四十五条・第四十六条略

第四十七条略

(行政情報公開制度運営審議会への諮問)

第四十九条 実施機関は、個人情報保護に関する重要施策の立案及び実施に当たっては、岡山県行政情報公開制度運営審議会（岡山県附属機関条例に基づく岡山県行政情報公開制度運営審議会をいう。）の意見を聴かなければならない。

第五十四条 第四十四条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十条 第三十七条の規定による諮問に応じ不服申立てについて調査審議をするため、岡山県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、前項に規定する調査審議を通じて必要があると認めるときは、実施機関に意見を具申することができる。

3 審査会は、委員五人以内で組織する。

4 委員は、識見を有する者のうちから知事が任命する。

5 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(審査会の調査権限)

第四十一条 1、3略
4 第一項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問庁（次条及び第四十三条第一項において「不服申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求め、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができ

第四十二条、第四十四条略

(委任)

第四十五条 この章に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に關し必要な事項は、知事が定める。

第四十六条・第四十七条略

第四十八条略

(行政情報公開制度運営審議会への諮問)

第四十九条 実施機関は、個人情報保護に関する重要施策の立案及び実施に当たっては、岡山県行政情報公開制度運営審議会（岡山県附属機関条例（昭和二十七年岡山県条例第九十二号）に基づく岡山県行政情報公開制度運営審議会をいう。）の意見を聴かなければならない。

第五十四条 第四十条第七項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

新

旧

目次

第一章 第三章略
 第四章 岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会（第四十条）

第五章 雑則（第四十四条）

第六章 雑則（第四十五条―第五十条）

附則

（保有個人情報利用停止等請求に対する決定等）

第三十六条 実施機関は、利用停止等請求があつた日から起算して三十日以内に、当該利用停止等請求に係る保有個人情報の全部若しくは一部の利用停止等をする旨又は利用停止等をしないう旨の決定（第三十七条第四号において「利用停止等の決定等」という。）をしなければならぬ。ただし、第三十四条第二項において準用する第十五条第三項の規定により補正を求めた場合においては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2
5略

（岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会への諮問）

第三十七条 開示請求、訂正等請求及び利用停止等請求に対する決定（第四十条において「開示請求等決定」という。）については、行政不服審査法に基づく不服申立てがあつたときは、当該不服申立てに係る処分又は審査庁は、次に掲げる場合を除き、速やかに、岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会（岡山県附属機関条例（昭和二十七年岡山県条例第九十二号）に基づく岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会をいう。以下「審査会」という。）に諮問し、その答申を尊重して、当該不服申立てに対する決定又は裁決をしなければならない。

一 四略

（諮問をした旨の通知）

第三十八条 前条の規定により諮問をした処分又は審査庁（第四十条において「諮問庁」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

一 三略

第四章 岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会

目次

第一章 第三章略
 第四章 岡山県個人情報保護審査会（第四十条―第四十五条）

第五章 雑則（第四十六条―第五十条）

附則

（保有個人情報利用停止等請求に対する決定等）

第三十六条 実施機関は、利用停止等請求があつた日から起算して三十日以内に、当該利用停止等請求に係る保有個人情報の全部若しくは一部の利用停止等をする旨又は利用停止等をしないう旨の決定（次条第四号において「利用停止等の決定等」という。）をしなければならぬ。ただし、第三十四条第二項において準用する第十五条第三項の規定により補正を求めた場合においては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2
5略

（個人情報保護審査会への諮問）

第三十七条 開示請求、訂正等請求及び利用停止等請求に対する決定（第四十一条において「開示請求等決定」という。）については、行政不服審査法に基づく不服申立てがあつたときは、当該不服申立てに係る処分又は審査庁は、次に掲げる場合を除き、速やかに、岡山県個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、当該不服申立てに対する決定又は裁決をしなければならない。

一 四略

（諮問をした旨の通知）

第三十八条 前条の規定により諮問をした処分又は審査庁（第四十一条において「諮問庁」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

一 三略

第四章 岡山県個人情報保護審査会

（設置）

岡山県公益認定等委員会条例案要綱

担当課 総務部総務学事課

項 目	記 載 欄
案の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 岡山県公益認定等委員会（以下「委員会」という。）は、委員3人以上7人以内で組織する。 2 委員は、人格が高潔であって、委員会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律、会計又は公益法人に係る活動に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。 3 委員は、委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められた場合又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められた場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがないものとする。 4 委員会に、専門委員及び部会を置くことができることとする。 5 その他委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定める。
制定理由	<p>公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴い、岡山県公益認定等委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定める必要がある。</p>
案と予算 措置との 関係	<p>なし</p>
備 考	

岡山県公益認定等委員会条例

(趣旨)

第一条 この条例は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第五十条第二項の規定により、岡山県公益認定等委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 委員会は、委員三人以上七人以内で組織する。

(委員)

第三条 委員は、人格が高潔であつて、委員会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律、会計又は公益法人に係る活動に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(職権の行使)

第四条 委員は、独立してその職権を行う。

(委員の身分保障)

第五条 委員は、委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められた場合又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められた場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

(委員の服務)

第六条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(委員長)

第七条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(専門委員)

第八条 委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 第六条第一項の規定は、専門委員について準用する。

(部会)

第九条 委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第十条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前三項の規定は、部会の議事について準用する。この場合において、第一項中「委員長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第十一条 委員会の庶務は、総務部において行う。

(その他)

第十二条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

制定理由

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴い、岡山県公益認定等委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定める必要がある。

岡山県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例案要綱

担当課 総務部人事課

項 目	記 載 欄
案の内容	別紙のとおり
改正理由	<p>社会情勢の変化にかんがみ、特殊性の薄れた勤務に係る手当を廃止し、特殊勤務手当の支給要件を改めるとともに、国に準じて手当の額を適正なものに改める等所要の改正を行う必要がある。</p>
案と予算措置との関係	なし
備 考	

- 1 警察職員が行う次の作業又は業務に係る特殊勤務手当を廃止する。
- (1) 術科指導の作業
 - (2) 道路において行う運転免許試験又は取消処分者講習の作業
 - (3) 犯罪捜査等の通訳の作業
 - (4) 無線機器の運用又は保守の業務
- 2 次の特殊勤務手当の支給要件及び支給額を改める。
- (1) 災害応急作業等従事職員が行う次の作業に係るもの
 - ア 巡回監視作業

日額 480円	→	日額 710円
---------	---	---------
 - イ 応急作業等

日額 730円	→	日額 1,080円
---------	---	-----------
 - (2) 警察職員が行う次の作業又は業務に係るもの
 - ア 交通捜査の作業
 - (ア) 夜間において行う作業及び高速道路で行う作業

日額 580円以内で人事 委員会規則で定める額	→	日額 840円
----------------------------	---	---------
 - (イ) 夜間に高速道路で行う作業

日額 790円以内で人事 委員会規則で定める額	→	日額 1,260円
----------------------------	---	-----------
 - (ウ) (ア)及び(イ)の作業を除く作業

日額 440円以内で人事 委員会規則で定める額	→	日額 560円
----------------------------	---	---------
 - イ 交通整理の業務

月額 7,000円	→	日額 310円
(高速道路で行うもの 日額 150円加算)		(高速道路で行うもの 日額 460円)
 - ウ 私服員が行う犯罪の予防等の業務

月額 10,300円	→	日額 560円
------------	---	---------
 - エ 犯罪鑑識の業務

月額 6,200円	→	日額 280円
(犯罪現場等で行うもの 日額 190円加算)		(犯罪現場等で行うもの 日額 560円)
 - オ 警らの業務

月額 6,300円	→	日額 340円
-----------	---	---------
 - カ 緊急自動車の運転の業務

月額 10,300円以内で人事 委員会規則で定める額	→	日額 420円
		(自動二輪車又は高速道路における 自動車の運転 日額 560円)
- 3 その他規定の整備を行う。

岡山県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

岡山県職員特殊勤務手当支給条例（昭和二十六年岡山県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第二項第一号中「四百八十円」を「七百十円」に改め、同項第二号中「七百三十円」を「千八十円」に改める。

第三十三条中「第十三号」を「第十号」に、「第十四号から第二十五号」を「第十一号から第二十一号」に、「第二十二号」を「第十八号」に改め、第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同条第七号イ中「五百八十円以内で人事委員会規則で定める額」を「八百四十円」に改め、同号ロ中「及び第十四号」を「第十一号及び第十五号」に、「五百八十円以内で人事委員会規則で定める額」を「八百四十円」に改め、同号ハ中「七百九十円以内で人事委員会規則で定める額」を「千二百六十円」に改め、同号ニ中「四百四十円以内で人事委員会規則で定める額」を「五百六十円」に改め、同号を同条第六号とし、同条中第八号及び第九号を削り、第十号を第七号とし、第十一号から第十三号までを三号ずつ繰り上げ、同条第十四号中「在勤一月につき 七千円」を「勤務一日につき 三百十円」に、「七千円に勤務一日につき百五十円を加算した額」を「四百六十円」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第十五号中「在勤一月」を「勤務一日」に、「一万三百円」を「五百六十円」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第十六号中「在勤一月につき 六千二百円」を「勤務一日につき 二百八十円」に、「六千二百円に勤務一日につき百九十円を加算した額」を「五百六十円」に改め、同号を同条第十三号とし、同条第十七号中「在勤一月」を「勤務一日」に、「六千三百円」を「三百四十円」に改め、同号を同条第十四号とし、同条第十八号中「在勤一月」を「勤務一日」に、「一万三百円以内で人事委員会規則で定める額」を「四百二十円（当該業務が自動二輪車又は高速道路における自動車の運転の場合にあつては、五百六十円）」に改め、同号を同条第十五号とし、同条中第十九号を削り、第二十号を第十六号とし、第二十一号から第二十五号までを四号ずつ繰り上げる。

第三十八条第一項中「（次項において「短時間勤務職員」という。）」を削り、同条第二項を削る。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

改正理由

社会情勢の変化にかんがみ、特殊性の薄れた勤務に係る手当を廃止し、特殊勤務手当の支給要件を改めるとともに、国に準じて手当の額を適正なものに改める等所要の改正を行う必要がある。

七、十略

十一 交通整理の業務 勤務一日につき 三百十円（当該業務が高速道路で行われた場合にあっては、四百六十円）

十二 私服員が行う犯罪の予防及び捜査並びに被疑者逮捕の業務 勤務一日につき 五百六十円

十三 犯罪鑑識の業務 勤務一日につき 二百八十円（当該業務が犯罪現場又はこれに関連する場所に立ち入つて行われた場合にあっては、五百六十円）

十四 警らの業務 勤務一日につき 三百四十円

十五 緊急自動車の指定を受けた交通取締用自動車の運転の業務 勤務一日につき 四百二十円（当該業務が自動二輪車又は高速道路における自動車の運転の場合にあっては、五百六十円）

十六、二十一略

（短時間勤務職員の特例）

第三十八条 地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員の月額の特例勤務手当の額は、当該月額の特例勤務手当の額に勤務時間条例第二条第二項又は第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

二百九十円

九 犯罪捜査等の通訳の作業 作業一日につき 三百七十円
十、十三略

十四 交通整理の業務 在勤一月につき 七千円（当該業務が高速道路で行われた場合にあっては、七千円に勤務一日につき五百五十円を加算した額）

十五 私服員が行う犯罪の予防及び捜査並びに被疑者逮捕の業務 在勤一月につき 一万三百円

十六 犯罪鑑識の業務 在勤一月につき 六千二百円（当該業務が犯罪現場又はこれに関連する場所に立ち入つて行われた場合にあっては、六千二百円に勤務一日につき百九十円を加算した額）

十七 警らの業務 在勤一月につき 六千三百円

十八 緊急自動車の指定を受けた交通取締用自動車の運転の業務 在勤一月につき 一万三百円以内で人事委員会規則で定める額

十九 無線機器の運用又は保守の業務 在勤一月につき 五千元

二十、二十五略

（短時間勤務職員の特例）

第三十八条 地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（次項において「短時間勤務職員」という。）の月額の特例勤務手当の額は、当該月額の特例勤務手当の額に勤務時間条例第二条第二項又は第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、短時間勤務職員に対する第三十三条第十四号及び第十六号の規定の適用については、同条第十四号中「七千円」とあるのは「七千円に職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十六年岡山県条例第五十八号）第二条第二項又は第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（第十六号において「勤務割合」という。）を乗じて得た額」と、「七千円」とあるのは「当該額」と、同条第十六号中「六千二百円」とあるのは「六千二百円に勤務割合を乗じて得た額」と、「六千二百円」とあるのは「当該額」とする。

新

旧

<p>(災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当)</p> <p>第二十三条 1略</p> <p>2 前項の手当の額は、作業一日につき次の各号に掲げる額とする。ただし、作業が午後六時から翌日の午前六時までの間に行われた場合にあつては、それぞれ当該各号に掲げる額にその百分の五十に相当する額を加算した額とする。</p> <p>一 前項第一号に掲げる作業 七百十円</p> <p>二 前項第二号に掲げる作業 千八十円</p> <p>(警察職員の特殊勤務手当)</p> <p>第三十三条 警察職員の特殊勤務手当は、第一号から第十号までに掲げる作業に従事した職員及び第十一号から第二十一号までに掲げる業務に従事する職員(第十八号に掲げる業務にあつては、警視以上の階級にある警察官である職員又は管理職員である職員(警察官である職員を除く。))を除く。)に対して、それぞれ当該各号に定めるところにより支給する。</p> <p>一 三略</p> <p>四・五略</p> <p>六 交通捜査の作業(人事委員会規則で定める作業に限る。)で次のいずれかのも の 作業一日につき 作業の区分に応じそれぞれ次に掲げる額</p> <p>イ 夜間(日没時から日出時までの時間をいう。ハにおいて同じ。)において行 う作業 八百四十円</p> <p>ロ 高速道路(道路法第三条に規定する高速自動車国道その他人事委員会規則で 定める道路をいう。ハ、第十一号及び第十五号において同じ。)で行う作業 八百四十円</p> <p>ハ 夜間に高速道路で行う作業 千二百六十円</p> <p>ニ イからハまでに掲げる作業を除く作業 五百六十円</p>	<p>(災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当)</p> <p>第二十三条 1略</p> <p>2 前項の手当の額は、作業一日につき次の各号に掲げる額とする。ただし、作業が午後六時から翌日の午前六時までの間に行われた場合にあつては、それぞれ当該各号に掲げる額にその百分の五十に相当する額を加算した額とする。</p> <p>一 前項第一号に掲げる作業 四百八十円</p> <p>二 前項第二号に掲げる作業 七百三十円</p> <p>(警察職員の特殊勤務手当)</p> <p>第三十三条 警察職員の特殊勤務手当は、第一号から第十三号までに掲げる作業に従事した職員及び第十四号から第二十五号までに掲げる業務に従事する職員(第二十号に掲げる業務にあつては、警視以上の階級にある警察官である職員又は管理職員である職員(警察官である職員を除く。))を除く。)に対して、それぞれ当該各号に定めるところにより支給する。</p> <p>一 三略</p> <p>四 術科指導の作業 作業一日につき 二百九十円</p> <p>五・六略</p> <p>七 交通捜査の作業(人事委員会規則で定める作業に限る。)で次のいずれかのも の 作業一日につき 作業の区分に応じそれぞれ次に掲げる額</p> <p>イ 夜間(日没時から日出時までの時間をいう。ハにおいて同じ。)において行 う作業 五百八十円以内で人事委員会規則で定める額</p> <p>ロ 高速道路(道路法第三条に規定する高速自動車国道その他人事委員会規則で 定める道路をいう。ハ及び第十四号において同じ。)で行う作業 五百八十円 以内で人事委員会規則で定める額</p> <p>ハ 夜間に高速道路で行う作業 七百九十円以内で人事委員会規則で定める額</p> <p>ニ イからハまでに掲げる作業を除く作業 四百四十円以内で人事委員会規則で 定める額</p> <p>八 道路において行う運転免許試験又は取消処分者講習の作業 作業一日につき</p>
--	--

岡山県職員等定数条例の一部を改正する条例案要綱

担当課 総務部人事課行政改革推進室

項 目	記 載 欄
案 の 内 容	<p>1 職員等の定数を次のように改める。</p> <p>(1) 知事の事務部局の職員 4,242人 → 4,178人</p> <p>(2) 教育委員会の事務部局の職員 331人 → 317人</p> <p>(3) 海区漁業調整委員会の事務部局の職員 8人 → 7人</p> <p>(4) 教育委員会の所管に属する県立学校の教職員及び県費負担教職員</p> <p>小 学 校 7,465人 → 7,439人</p> <p>中 学 校 4,088人 → 4,071人</p> <p>高 等 学 校 3,705人 → 3,677人</p> <p>特別支援学校 1,239人 → 1,294人</p> <p>2 派遣職員等の定数に関する規定に、自己啓発等休業をしている職員に関するものを加える。</p> <p>3 特定事業従事職員の定数に関する規定を次のように改める。</p> <p>(1) 削除するもの 第19回全国生涯学習フェスティバルの開催準備に従事する職員</p> <p>(2) 新設するもの 新設の県立特別支援学校の開校準備に従事する職員</p>
改 正 理 由	<p>改訂第3次岡山県行財政改革大綱に基づき、事務事業の改善合理化及び新しい行政課題への対応を図るとともに、児童生徒数の動向等を勘案して、職員等の定数を改める等所要の改正を行う必要がある。</p>
案と予算措置との関係	<p>平成20年度当初予算案に計上予定</p>
備 考	

岡山県職員等定数条例の一部を改正する条例

岡山県職員等定数条例（昭和四十四年岡山県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「四、二四二人」を「四、一七八人」に改め、同条第五号中「三三一人」を「三二七人」に改め、同条第八号中「八人」を「七人」に改め、同条第十号中「七、四六五人」を「七、四三九人」に、「四、〇八八人」を「四、〇七一人」に、「三、七〇五人」を「三、六七七人」に、「一、二三九人」を「一、二九四人」に改める。

第三条に次の一号を加える。

八 職員の自己啓発等休業に関する条例（平成十九年岡山県条例第五十一号）第二条の規定により、休業をしている職員

第四条第十五号を次のように改める。

十五 新設の県立特別支援学校の開校準備に従事する職員

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正後の岡山県職員等定数条例の規定による定数を超える職員の数については、平成二十一年三月三十一日までの間に限り、当該定数の外とすることができらる。

改正理由

改訂第三次岡山県行財政改革大綱に基づき、事務事業の改善合理化及び新しい行政課題への対応を図るとともに、児童生徒数の動向等を勘案して、職員等の定数を改める等所要の改正を行う必要がある。

新	旧
<p>(定数)</p> <p>第二条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 知事の事務部局の職員 四、一七八人</p> <p>二 四略</p> <p>五 教育委員会の事務部局の職員 三一七人</p> <p>六・七略</p> <p>八 海区漁業調整委員会の事務部局の職員 七人</p> <p>九 略</p> <p>十 教育委員会の所管に属する県立学校の教職員及び県費負担教職員</p> <p>小学校 七、四三九人</p> <p>中学校 四、〇七一人</p> <p>高等学校 三、六七七人</p> <p>特別支援学校 一、二九四人</p> <p>(派遣職員等の定数)</p> <p>第三条 前条に定める定数のほか、次に掲げる職員の定数は、任命権者が必要と認める範囲内において定めることができる。</p> <p>一 七略</p> <p>八 職員の自己啓発等休業に関する条例(平成十九年岡山県条例第五十一号)第二条の規定により、休業をしている職員</p> <p>(特定事業従事職員の定数)</p> <p>第四条 前二条に定める定数のほか、次に掲げる職員の定数は、当該事業が完了するまで任命権者が必要と認める範囲内において定めることができる。</p> <p>一 十四略</p> <p>十五 新設の県立特別支援学校の開校準備に従事する職員</p>	<p>(定数)</p> <p>第二条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 知事の事務部局の職員 四、二四二人</p> <p>二 四略</p> <p>五 教育委員会の事務部局の職員 三三一人</p> <p>六・七略</p> <p>八 海区漁業調整委員会の事務部局の職員 八人</p> <p>九 略</p> <p>十 教育委員会の所管に属する県立学校の教職員及び県費負担教職員</p> <p>小学校 七、四六五人</p> <p>中学校 四、〇八八人</p> <p>高等学校 三、七〇五人</p> <p>特別支援学校 一、二三九人</p> <p>(派遣職員等の定数)</p> <p>第三条 前条に定める定数のほか、次に掲げる職員の定数は、任命権者が必要と認める範囲内において定めることができる。</p> <p>一 七略</p> <p>十四 第十九次全国生涯学習フェスティバルの開催準備に従事する職員</p>

岡山県税条例の一部を改正する条例案要綱

担当課 総務部税務課

項 目	記 載 欄
案の内容	<p>1 自動車税については、地方自治法施行令第158条の2第1項の規定により知事が収納の事務を委託した者に払い込むことができることとする。</p> <p>2 県税のうち規則で定めるものについては、電子情報処理組織を使用して納付し、又は納入することができることとする。</p> <p>3 その他規定の整備を行う。</p>
改正理由	<p>納税者の利便性の向上を図るため、知事が収納の事務を委託した者に自動車税を払い込むことができることとするとともに、電子情報処理組織を使用して県税を納付し、又は納入することができることとする等所要の改正を行う必要がある。</p>
案と予算措置との関係	なし
備 考	

岡山県税条例の一部を改正する条例

岡山県税条例（昭和二十九年岡山県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「納入告知書」の下に「（次条において「納付書等」という。）」を加え、「郵便局（郵政窓口事務の委託に関する法律（昭和二十四年法律第二百十三号）第七条第一項に規定する委託事務を行う施設を含む。）」を削り、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、自動車税に係る徴収金（規則で定めるものに限る。）については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条の二第一項の規定により知事が収納の事務を委託した者に払い込むことができる。

第三条の次に次の一条を加える。

第三条の二 納税者又は特別徴収義務者は、前条の規定にかかわらず、徴収金（規則で定めるものに限る。）を、規則で定めるところにより、電子情報処理組織（県の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）と当該納税者又は特別徴収義務者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して、納付書等によらず納付し、又は納入することができる。

附 則

この条例中第三条第一項の改正規定及び同条の次に一条を加える改正規定は平成二十年三月二十四日から、その他の改正規定は同年四月一日から施行する。

改正理由

納税者の利便性の向上を図るため、知事が収納の事務を委託した者に自動車税を払い込むことができることとするとともに、電子情報処理組織を使用して県税を納付し、又は納入することができることとする等所要の改正を行う必要がある。

新	旧
<p>(徴収金の納付又は納入の方法)</p> <p>第三条 納税者又は特別徴収義務者が県税並びにその延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費(以下「徴収金」と総称する。)を納付し、又は納入するときは、納付書、納入書、納税通知書、納税告知書又は納入告知書(次条において「納付書等」という。)によつて指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関(以下「指定金融機関等」と総称する。)又は地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。)第二十条の三第一項第二号の規定により県税の徴収に関する事務の一部を処理することとした市町村に払い込まなければならない。ただし、出納員又は現金の収納事務の委任を受けた会計職員に払い込むことを妨げない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、自動車税に係る徴収金(規則で定めるものに限る。)については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条の二第一項の規定により知事が収納の事務を委託した者に払い込むことができる。</p> <p>3 納税者又は特別徴収義務者が徴収金の滞納により財産の差押を受けた後に徴収金を納付し、又は納入するときは、前二項の規定にかかわらず、出納員又は現金の収納事務の委任を受けた会計職員に払い込まなければならない。</p> <p>第三条の二 納税者又は特別徴収義務者は、前条の規定にかかわらず、徴収金(規則で定めるものに限る。)を、規則で定めるところにより、電子情報処理組織(県の機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この条において同じ。))と当該納税者又は特別徴収義務者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して、納付書等によらず納付し、又は納入することができる。</p>	<p>(徴収金の納付又は納入の方法)</p> <p>第三条 納税者又は特別徴収義務者が県税並びにその延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費(以下「徴収金」と総称する。)を納付し、又は納入するときは、納付書、納入書、納税通知書、納税告知書又は納入告知書によつて指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関(以下「指定金融機関等」と総称する。)、郵便局(郵政窓口事務の委託に関する法律(昭和二十四年法律第二百十三号)第七条第一項に規定する委託事務を行う施設を含む。) 又は地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。)第二十条の三第一項第二号の規定により県税の徴収に関する事務の一部を処理することとした市町村に払い込まなければならない。ただし、出納員又は現金の収納事務の委任を受けた会計職員に払い込むことを妨げない。</p> <p>2 納税者又は特別徴収義務者が徴収金の滞納により財産の差押を受けた後に徴収金を納付し、又は納入するときは、前項の規定にかかわらず、出納員又は現金の収納事務の委任を受けた会計職員に払い込まなければならない。</p>

岡山県防災対策基本条例案要綱

担当課 総務部危機管理課

項 目	記 載 欄
案の内容	別紙のとおり
制定理由	<p>防災対策に関し、基本理念を定め、災害予防対策、災害応急対策及び復旧・復興対策における県、市町村、県民、自主防災組織、事業者及び防災ボランティアの責務又は役割を明らかにすることにより、防災対策を総合的かつ計画的に推進し、もって災害に強い社会の実現に寄与する必要がある。</p>
案と予算 措置との 関係	なし
備 考	

1 目的（第1条関係）

防災対策に関し、基本理念を定め、災害予防対策、災害応急対策及び復旧・復興対策における県、市町村、県民、自主防災組織、事業者及び防災ボランティアの責務又は役割を明らかにすることにより、防災対策を総合的かつ計画的に推進し、もって災害に強い社会の実現に寄与することを目的とする。

2 定義（第2条関係）

この条例の用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。
- (2) 防災 災害を未然に防止し、災害発生時における被害の拡大を防ぎ、並びに災害の復旧及び復興を図ることをいう。
- (3) 防災対策 災害を未然に防止する等のための災害予防対策、災害発生時における被害の拡大を防ぐための災害応急対策並びに災害からの復旧及び復興を図るための復旧・復興対策をいう。
- (4) 自主防災組織 自らが居住する地域を守るため、住民が自発的に結成する防災組織をいう。
- (5) 災害時要援護者 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等であつて災害から自らを守るための安全な場所への避難等に支援を要する者をいう。
- (6) 防災ボランティア 防災に関する社会貢献活動（岡山県社会貢献活動の支援に関する条例第2条第1項に規定する社会貢献活動をいう。）を行う個人又は団体をいう。

3 基本理念（第3条関係）

- (1) 防災対策は、県及び市町村が県民の生命、身体及び財産を災害から保護する公助、県民が自らの安全は自らで守る自助並びに県民が自主防災組織、事業者等とともに地域において互いに助け合う共助を基本として実施されなければならない。
- (2) 防災対策は、県、市町村、県民、自主防災組織、事業者及び防災ボランティアがその責務又は役割を果たすとともに、協働することにより着実に実施されなければならない。

4 県の責務等（第4条～第9条関係）

- (1) 県は、基本理念にのっとり、県民の生命、身体及び財産を災害から守るため、国、市町村その他の関係機関と連携し、防災対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、市町村、県民、自主防災組織、事業者及び防災ボランティアが実施する防災対策への支援に努めるものとする。
- (2) 市町村は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、住民の生命、身体及び財産を災害から守るため、国、県その他の関係機関及び自主防災組織と連携し、防災対策に関する施策の推進に努めるものとする。
- (3) 県民は、基本理念にのっとり、平常時から災害に対する危機意識をもって自ら防災対策を実施するよう努めるものとする。
- (4) 自主防災組織は、基本理念にのっとり、災害及び防災に関する普及啓発、地域における安全点検その他の災害予防対策並びに避難誘導、初期消火、救出救護その他の災害応急対策を実施するよう努めるものとする。
- (5) 事業者は、基本理念にのっとり、災害発生時等（災害が発生し、又は発生するおそれがある場合をいう。以下同じ。）において、来所者、従業員及び地域住民の安全を確保

し、事業を継続することができる体制を整備するよう努めるとともに、負傷者等の救出救護、復旧及び復興時の雇用の場の確保等防災対策を実施するよう努めるものとする。

- (6) 防災ボランティアは、基本理念にのっとり、災害応急対策及び復旧・復興対策が効果的に実施されるよう、県、市町村及び自主防災組織と連携し、きめ細かな被災者の支援に努めるものとする。

5 災害予防対策

(1) 県の責務及び市町村の役割等（第10条～第27条関係）

ア 県及び市町村は、災害発生時等において迅速かつ的確に対処することができるよう危機管理のための体制の充実に努めるものとする。

イ 市町村は、地域の防災対策において重要な役割を担っている消防団及び水防団の組織の充実及び機能の強化に努めるものとする。

ウ 県及び市町村は、災害に適切に対応する能力を向上させるため、県民、自主防災組織、事業者、防災ボランティア及び国その他の関係機関と連携し、防災に関する訓練及び研修を行うよう努めるものとする。

エ 市町村は、住民、自主防災組織及び事業者が平常時から災害に備え、適切な防災対策を実施することができるよう、国、県その他の関係機関と連携し、災害及び防災に関する普及啓発に努めるものとする。

オ 県及び市町村は、県民、自主防災組織及び事業者が平常時から災害に備え、適切な防災対策を実施することができるよう、災害発生現象（災害の発生原因となる自然現象をいう。以下同じ。）に関する情報、地形、地質、過去の災害、予測される被害その他の災害に関連する事項についての情報（以下「地形等災害関連情報」という。）及び避難に関する情報を収集するとともに、当該情報を適切に県民、自主防災組織及び事業者に提供するよう努めるものとする。

カ 学校又は保育所を設置し、又は管理する者は、防災に関する教育の重要性を認識し、幼児、児童、生徒及び学生が、防災に関する理解を深めるとともに、災害発生時等において自己の安全を確保するため適切な対応ができるよう防災に関する教育の実施に努めるものとする。

キ 県及び市町村は、災害応急対策に必要な物資及び資機材を計画的に備蓄し、整備し、又は点検するよう努めるものとする。

ク 市町村は、避難場所の指定に当たっては、災害に対する安全性を考慮するとともに、避難場所に指定したその所有又は管理に係る公共施設の耐震性の確保等に努めるものとする。

ケ 県は、避難場所に指定されたその所有又は管理に係る公共施設の耐震性の確保等に努めるものとする。

コ 市町村は、あらかじめ、災害発生時等における被害、避難、住民の安否その他の必要な事項に関する情報の収集及び伝達のための体制の整備に努めるものとする。

サ 県は、災害発生時等における気象、被害等に関する情報を収集し、国、市町村その他の関係機関に提供するための体制をあらかじめ整備するものとする。

シ 市町村は、あらかじめ、自主防災組織等と連携し、避難勧告等の発令の基準、避難場所、避難経路、避難方法その他の避難のために必要な事項を定めた避難計画を、災害の態様及び地域の特性に応じて策定するよう努めるものとする。

ス 市町村は、あらかじめ、災害時要援護者に関する情報を把握するよう努めるととも

に、自主防災組織等と連携し、災害時要援護者の支援を行うための体制の整備に努めるものとする。

セ 市町村は、あらかじめ、福祉避難所（災害時要援護者であつて避難場所での生活において特別な配慮を必要とするものが避難することができる施設をいう。）の指定に努めるものとする。

ソ 市町村は、あらかじめ、災害発生時における医療及び救護に関する計画の策定に努めるとともに、災害による傷病者の治療の拠点となる医療機関の指定等災害発生時における医療及び救護のための体制の整備に努めるものとする。

タ 県及び保健所を設置する市は、あらかじめ、関係機関と連携し、災害発生時における感染症の発生の予防及びそのまん延の防止、住民の心身の健康管理その他の公衆衛生の確保のための体制の整備に努めるものとする。

チ 県及び市町村は、国その他の関係機関と連携し、災害発生時における物資等の緊急輸送のための体制の整備に努めるものとする。

ツ 県及び市町村は、食料、飲料水、医薬品その他の生活物資の供給及び輸送、災害の発生に伴い帰宅が困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）への支援その他の災害応急対策が迅速かつ的確に実施されるよう、あらかじめ、事業者等又は他の地方公共団体との協定の締結に努めるものとする。

テ 市町村は、自主防災組織の結成の促進に努めるとともに、自主防災組織が実施する防災対策に対し、必要な支援を行うよう努めるものとする。

ト 県及び市町村は、自主防災組織の防災対策及び防災ボランティアの活動が効果的に実施されるよう、自主防災組織が実施する防災対策において指導的役割を担う者の育成並びに防災ボランティアの活動が円滑に実施されるよう連絡調整を行う者等の専門的な知識及び技術を有する防災ボランティアの育成及び確保に努めるものとする。

ナ 県及び市町村は、災害発生時における防災ボランティアの活動が円滑に実施されるよう、関係機関と連携し、受入体制の整備、物資及び資機材の提供等防災ボランティアの活動の環境の整備に努めるものとする。

(2) 県民の役割（第28条～第31条関係）

ア 県民は、防災に関する訓練及び研修に積極的に参加すること等により、災害発生現象の特徴及び予測される被害に関する知識の習得に努めるとともに、災害発生現象の態様に応じた備え及び災害発生時等にとるべき行動の修得に努めるものとする。

イ 建築物の所有者は、当該建築物について、建築物に関する法令に基づき耐震診断を行うよう努めるとともに、その結果を踏まえ、耐震改修その他の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

ウ 県民は、あらかじめ、食料、飲料水、医薬品その他の災害発生時等において必要となる生活物資を備蓄し、及び点検し、並びにラジオ等の災害発生時等の情報収集の手段を確保するよう努めるとともに、避難の際に必要な物資を直ちに持ち出すことができるように準備しておくよう努めるものとする。

エ 災害時要援護者は、自主防災組織等及び市町村に対し、避難等の支援を受ける際に必要な自らの情報をあらかじめ提供するよう努めるものとする。

(3) 自主防災組織の役割（第32条～第36条関係）

ア 自主防災組織は、防災意識の啓発及び高揚を図るため、地域住民に対して防災に関する訓練及び研修を行うよう努めるとともに、その構成員を、県、市町村等が行う防

災に関する研修等に積極的に参加させるよう努めるものとする。

イ 自主防災組織は、県、市町村等が提供する災害及び防災に関する情報を活用し、地形等災害関連情報を確認するよう努めるとともに、災害発生現象の態様及び当該地形等災害関連情報に応じた避難場所、避難経路、避難方法等をあらかじめ把握しておくよう努めるものとする。

ウ 自主防災組織は、イにより確認し、及び把握した情報その他の防災対策に関する情報を掲載した地図を作成し、地域住民にその内容及び活用方法を周知するよう努めるものとする。

エ 自主防災組織は、災害時要援護者の避難等の支援を円滑に行うため、市町村等と連携し、あらかじめ地域における災害時要援護者に関する情報を把握するよう努めるとともに、家具の転倒防止等災害時要援護者の災害予防対策の支援に努めるものとする。

オ 自主防災組織は、災害時要援護者に関する情報の管理に当たっては、情報の漏えい及び目的外利用の防止に万全を期するものとする。

カ 自主防災組織は、初期消火、負傷者等の救出救護その他の災害発生時の応急的な措置に必要な物資及び資機材を備蓄し、整備し、又は点検するよう努めるものとする。

キ 自主防災組織は、避難勧告等が発令された場合に地域住民の避難が円滑に行われるよう、あらかじめその構成員の役割を分担しておく等災害予防対策の実施に努めるものとする。

(4) 事業者の役割（第37条関係）

事業者は、災害発生時等において来所者、従業者等の安全を確保し、及び事業を継続するための計画を策定し、当該計画を実施するための体制を整備するよう努めるとともに、防災に関する訓練及び研修を積極的に行うよう努めるものとする。

6 災害応急対策

(1) 県の責務及び市町村の役割（第38条～第40条関係）

ア 県及び市町村は、災害発生時等において、情報収集伝達体制に基づき、速やかに災害及び防災に関する情報を収集し、住民、自主防災組織、帰宅困難者等に対し、迅速かつ的確に提供するよう努めるものとする。

イ 県及び市町村は、災害発生時等において、迅速かつ適切な避難、救助、医療等の災害応急対策が実施されるよう必要な体制の速やかな確立に努めるものとする。

ウ 県は、災害発生時等において、市町村から応援を求められ、又は応急措置の実施を要請されたときは、あらゆる手段の活用を検討し、速やかに対応するものとする。

(2) 県民の役割（第41条・第42条関係）

ア 県民は、災害発生時等において、当該災害に関する情報に留意し、防災地図の活用により、必要と判断したときは自主的に避難するとともに、避難勧告等の発令があったときは速やかにこれに応じて行動するものとし、避難に当たっては、互いに助け合い、円滑な避難に努めるものとする。

イ 県民は、災害発生時において、災害対策基本法、道路交通法その他の法令に基づき公安委員会又は警察官が行う車両の通行の規制その他の交通の規制を遵守するとともに、当該交通の規制が行われていない道路においても、緊急通行車両の通行の妨げとならないように車両の使用を自粛するよう努めるものとする。

(3) 自主防災組織の役割（第43条関係）

自主防災組織は、災害発生時等において、市町村その他の関係機関と連携し、地域住

民の安否等に関する情報の収集及び伝達，地域住民等の避難誘導，初期消火，負傷者等の救出救護，給水及び給食，危険箇所の巡視その他の地域における災害応急対策を実施するよう努めるものとする。

(4) 事業者の役割（第44条・第45条関係）

ア 事業者は，災害発生時等において，来所者，従業者等の安全を確保するよう努めるとともに，その専門性及び組織力を活用し，自主防災組織等と連携し，負傷者等の救出救護，初期消火，地域住民等の避難誘導，災害等に関する情報の収集及び提供等を行い，地域住民の安全を確保するよう努めるものとする。

イ 事業者は，事業所の周辺地域において帰宅困難者が発生しているときは，一時的な避難場所の提供その他の必要な支援に努めるものとする。

(5) 防災ボランティアの役割（第46条関係）

防災ボランティアは，災害発生時において，県，市町村及び自主防災組織と連携し，地域において必要とされている災害応急対策の内容を的確に把握した上で，被災した家屋の清掃，避難場所における給食の支援等きめ細かな活動を行うことにより，災害応急対策が効果的に実施されるよう努めるものとする。

7 復旧・復興対策

(1) 県の責務及び市町村の役割（第47条関係）

ア 県及び市町村は，大規模な災害が発生したときは，県民の参画を図りながら，公共的施設の復旧，被災者の生活の再建，地域経済の復興等について定めた計画を策定するよう努めるものとする。

イ 県及び市町村は，被災者の意向を踏まえるとともに，国その他の関係機関と連携し，アの計画の定めるところにより，復旧・復興対策の円滑な実施に努めるものとする。

(2) 県民の役割（第48条関係）

県民は，自らも地域の復旧及び復興の主体であることを認識した上で，互いに協力し，県，市町村，自主防災組織，事業者及び防災ボランティアと協働することにより，自らの生活の再建及び地域社会の再生に努めるものとする。

(3) 自主防災組織の役割（第49条関係）

自主防災組織は，復旧及び復興時において，地域社会の再生に貢献し，かつ，国，県及び市町村が実施する復旧・復興対策に協力するよう努めるものとする。

(4) 事業者の役割（第50条・第51条関係）

ア 事業者は，復旧及び復興時において，事業の継続又は中断した事業の速やかな再開により雇用の場の確保に努めるとともに，国，県，市町村等と連携し，地域経済の復興に貢献するよう努めるものとする。

イ 水道，電気供給施設，ガス供給施設，電気通信事業の用に供する施設等の管理者は，復旧対策を実施するときは，情報の共有を図る等互いに協力しながら当該施設の速やかな復旧に努めるものとする。

(5) 防災ボランティアの役割（第52条関係）

防災ボランティアは，復旧及び復興時において，被災者の生活の再建が円滑に行われるよう，県及び市町村と連携し，被災者の意向に配慮した支援に努めるものとする。

岡山県防災対策基本条例

目次

前文

第一章 総則（第一条―第九条）

第二章 災害予防対策

第一節 県の責務及び市町村の役割等（第十条―第二十七条）

第二節 県民の役割（第二十八条―第三十一条）

第三節 自主防災組織の役割（第三十二条―第三十六条）

第四節 事業者の役割（第三十七条）

第三章 災害応急対策

第一節 県の責務及び市町村の役割（第三十八条―第四十条）

第二節 県民の役割（第四十一条・第四十二条）

第三節 自主防災組織の役割（第四十三条）

第四節 事業者の役割（第四十四条・第四十五条）

第五節 防災ボランティアの役割（第四十六条）

第四章 復旧・復興対策

第一節 県の責務及び市町村の役割（第四十七条）

第二節 県民の役割（第四十八条）

第三節 自主防災組織の役割（第四十九条）

第四節 事業者の役割（第五十条・第五十一条）

第五節 防災ボランティアの役割（第五十二条）

附則

近年、本県に甚大な被害をもたらすと予想されている東南海・南海地震の発生切迫性が高まりつつある。また、全国的に集中豪雨が増加していることに加え、平成十六年には、観測史上最多となる十個の台風が日本に上陸する等災害が頻発している。さらに、今後地球温暖化の進行に伴う大雨の増加や台風の強度の増大が予測されている。

県は、これまでも市町村と連携し、総合的かつ計画的な防災対策の推進を図り、災害に強い県土づくりに努めてきた。また、阪神・淡路大震災、平成十六年新潟県中越地震等の経験から、行政による公助はもとより、個人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助の重要性が社会的に認識されつつある。

こうした状況にかんがみ、県民の生命、身体及び財産を災害から保護するためには、社会のさまざまな主体が連携して、防災のための行動や事業の展開に努めることが重要である。そして、これらが持続する社会をつくつていかなければならない。

このような社会をつくるためには、県及び市町村が個人や家庭、地域、事業者等と連携し、日常的に防災のための行動と事業を息長く行うための県民運動を展開していく必要がある。

とりわけ、少子・高齢化の進展により社会構造が変化し、地域コミュニティの衰退が懸念されている今こそ、協働による県民運動の展開が重要である。

だれもが安全に、かつ、安心して暮らすことのできるまちを築くことは、私たちの願いであり、将来を担う子どもたちへの義務でもある。

ここに、私たちは、共に力を合わせ、災害に強い安全・安心の岡山を創造するため、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、防災対策に関し、基本理念を定め、災害予防対策、災害応急対策及び復旧・復興対策における県、市町村、県民、自主防災組織、事業者及び防災ボランティアの責務又は役割を明らかにすることにより、防災対策を総合的かつ計画的に推進し、もって災害に強い社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 災害 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。
- 二 防災 災害を未然に防止し、災害発生時における被害の拡大を防ぎ、並びに災害の復旧及び復興を図ることをいう。
- 三 防災対策 災害を未然に防止する等のための災害予防対策、災害発生時における被害の拡大を防ぐための災害応急対策並びに災害からの復旧及び復興を図るための復旧・復興対策をいう。
- 四 自主防災組織 自らが居住する地域を守るため、住民が自発的に結成する防災組織をいう。
- 五 災害時要援護者 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等であつて災害から自らを守るための安全な場所への避難等に支援を要する者をいう。
- 六 防災ボランティア 防災に関する社会貢献活動（岡山県社会貢献活動の支援に関する条例（平成十三年岡山県条例第十三号）第二条第一項に規定する社会貢献活動をいう。）を行う個人又は

団体をいう。

(基本理念)

第三条 防災対策は、県及び市町村が県民の生命、身体及び財産を災害から保護する公助、県民が自らの安全は自らで守る自助並びに県民が自主防災組織、事業者等とともに地域において互いに助け合う共助を基本として実施されなければならない。

2 防災対策は、県、市町村、県民、自主防災組織、事業者及び防災ボランティアがその責務又は役割を果たすとともに、協働することにより着実に実施されなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、県民の生命、身体及び財産を災害から守るため、国、市町村その他の関係機関と連携し、防災対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、市町村、県民、自主防災組織、事業者及び防災ボランティアが実施する防災対策への支援に努めるものとする。

2 県は、災害に関する調査及び研究を行い、その成果を公表するとともに、防災対策に反映させるものとする。

3 県は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第十号に規定する地域防災計画について、基本理念にのっとり同法第四十条第一項の規定による検討を加えるとともに、当該計画に定められた施策の実効性の確保を図るものとする。

4 県は、防災対策に関する施策を円滑に推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市町村の役割)

第五条 市町村は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、住民の生命、身体及び財産を災害から守るため、国、県その他の関係機関及び自主防災組織と連携し、防災対策に関する施策の推進に努めるものとする。

(県民の役割)

第六条 県民は、基本理念にのっとり、平常時から災害に対する危機意識をもって自ら防災対策を実施するよう努めるものとする。

2 県民は、基本理念にのっとり、地域において自主防災組織等が実施する防災対策に積極的に参加するよう努めるとともに、国、県及び市町村が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。

(自主防災組織の役割)

第七条 自主防災組織は、基本理念にのっとり、災害及び防災に関する普及啓発、地域における安全点検その他の災害予防対策並びに避難誘導、初期消火、救出救護その他の災害応急対策を実施するよう努めるものとする。

2 自主防災組織は、基本理念にのっとり、国、県、市町村等が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第八条 事業者は、基本理念にのっとり、災害発生時等（災害が発生し、又は発生するおそれがある場合をいう。以下同じ。）において、来所者、従業員及び地域住民の安全を確保し、事業を継続することができる体制を整備するよう努めるとともに、負傷者等の救出救護、復旧及び復興時の雇用の場の確保等防災対策を実施するよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、国、県、市町村等が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。

(防災ボランティアの役割)

第九条 防災ボランティアは、基本理念にのっとり、災害応急対策及び復旧・復興対策が効果的に実施されるよう、県、市町村及び自主防災組織と連携し、きめ細かな被災者の支援に努めるものとする。

第二章 災害予防対策

第一節 県の責務及び市町村の役割等

(危機管理体制の充実)

第十条 県及び市町村は、災害発生時等において迅速かつ的確に対処することができるよう危機管理のための体制の充実に努めるものとする。

(消防団及び水防団の充実等)

第十一条 市町村は、地域の防災対策において重要な役割を担っている消防団及び水防団の組織の充実及び機能の強化に努めるものとする。

2 県は、前項に規定する施策の実施を支援するものとする。

(防災訓練等の実施)

第十二条 県及び市町村は、災害に適切に対応する能力を向上させるため、県民、自主防災組織、事業者、防災ボランティア及び国その他の関係機関と連携し、防災に関する訓練及び研修を行うよう努めるものとする。

2 県及び市町村は、災害発生時等において職員が迅速かつ的確に対処することができるよう、防災

に関する訓練及び研修の実施により、職員の災害及び防災に関する知識の習得並びに災害発生時等にとるべき行動の修得並びに防災意識の高揚に努めるものとする。

(災害及び防災に関する普及啓発)

第十三条 市町村は、住民、自主防災組織及び事業者が平常時から災害に備え、適切な防災対策を実施することができるよう、国、県その他の関係機関と連携し、災害及び防災に関する普及啓発に努めるものとする。

2 県は、国、市町村その他の関係機関と連携し災害及び防災に関する普及啓発を図るとともに、前項の普及啓発の実施を支援するものとする。

3 前二項の普及啓発は、災害の発生原因となる自然現象（以下「災害発生現象」という。）の種類又は地域により災害の態様が異なることに留意して行われなければならない。

(災害関連情報の提供等)

第十四条 県及び市町村は、県民、自主防災組織及び事業者が平常時から災害に備え、適切な防災対策を実施することができるよう、災害発生現象に関する情報、地形、地質、過去の災害、予測される被害その他の災害に関連する事項についての情報（第二十八条第二項及び第三項並びに第三十三条第一項において「地形等災害関連情報」という。）及び避難に関する情報を収集するとともに、当該情報を適切に県民、自主防災組織及び事業者に提供するよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域内の防災対策に関する情報を掲載した地図（第四十一条第一項において「防災地図」という。）を作成し、住民にその内容及び活用方法を周知するよう努めるものとする。

3 県は、前二項に規定する市町村の施策の実施を支援するものとする。

(防災に関する教育の実施)

第十五条 学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいう。）又は保育所を設置し、又は管理する者は、防災に関する教育の重要性を認識し、幼児、児童、生徒及び学生が、防災に関する理解を深めるとともに、災害発生時等において自己の安全を確保するため適切な対応ができるよう防災に関する教育の実施に努めるものとする。

2 教職員、保育士等は、災害発生時等において適切な対応ができるよう防災に関する訓練及び研修への参加に努めるものとする。

(物資の計画的な備蓄等)

第十六条 県及び市町村は、災害応急対策に必要な物資及び資機材を計画的に備蓄し、整備し、又は点検するよう努めるものとする。

(公共施設の整備等)

第十七条 市町村は、避難場所の指定に当たっては、災害に対する安全性を考慮するとともに、避難場所に指定したその所有又は管理に係る公共施設の耐震性の確保等に努めるものとする。

2 県は、避難場所に指定されたその所有又は管理に係る公共施設の耐震性の確保等に努めるものとする。

3 県及び市町村は、ユニバーサルデザイン（年齢、性別、能力、国籍等にかかわらず、すべての人にとって安全かつ安心で利用しやすいよう、建物等を設計することをいう。）の趣旨に沿って、前二項の公共施設の整備に努めるものとする。

4 県及び市町村は、道路、公園、河川、港湾等の施設について、防災上の観点から、定期的な点検及び計画的な整備に努めるものとする。

5 県及び市町村は、防災対策上特に重要な建築物について、耐震性の確保等に努め、又はその所有者に対しこれを促すよう努めるものとする。

(情報収集伝達体制の整備)

第十八条 市町村は、あらかじめ、災害発生時等における被害、避難、住民の安否その他の必要な事項に関する情報の収集及び伝達のための体制の整備に努めるものとする。

2 県及び市町村は、孤立地区（災害の発生により交通が途絶した地区をいう。次条第三項において同じ。）における通信の途絶に備え、災害発生時の通信手段の確保に努めるものとする。

3 県は、災害発生時等における気象、被害等に関する情報を収集し、国、市町村その他の関係機関に提供するための体制をあらかじめ整備するものとする。

4 県及び市町村は、法令に基づく避難の勧告若しくは指示又は災害時要援護者に対する避難の準備に関する情報（次条第一項、第三十六条及び第四十一条において「避難勧告等」という。）に関する情報の提供について、あらかじめ報道機関との連携を図るよう努めるものとする。

(避難計画の策定等)

第十九条 市町村は、あらかじめ、自主防災組織等と連携し、避難勧告等の発令の基準、避難場所、避難経路、避難方法その他の避難のために必要な事項を定めた避難計画を、災害の態様及び地域の特性に応じて策定するよう努めるものとする。

2 市町村は、あらかじめ、災害発生時等における避難場所の運営について、衛生、プライバシー（他人からみだりに見られず、若しくは干渉されず、又はそのおそれがないことをいう。）等に配慮し、かつ、避難場所の所有者又は管理者及び自主防災組織と連携した運営のための基準を作成するよう努めるものとする。

- 3 県及び市町村は、孤立地区の発生に備え、災害発生時における住民等を輸送する手段の確保に努めるものとする。
- 4 市町村は、あらかじめ、関係機関と連携し、疾病等のために避難場所では生活することができない住民が避難することができる施設及び災害発生時において当該施設で必要となる人員の確保に努めるものとする。
- 5 県は、広域的な避難が円滑に行われるようにするため、避難場所への誘導方法を確立することができるよう市町村を支援するものとする。

(災害時要援護者の支援体制の整備)

第二十条 市町村は、あらかじめ、災害時要援護者に関する情報を把握するよう努めるとともに、自主防災組織等と連携し、災害時要援護者の支援を行うための体制の整備に努めるものとする。

- 2 市町村は、あらかじめ、福祉避難所（災害時要援護者であつて避難場所での生活において特別な配慮を必要とするものが避難することができる施設をいう。）の指定に努めるものとする。
- 3 県は、前二項に規定する施策の実施を支援するものとする。

(医療救護体制の整備等)

第二十一条 市町村は、あらかじめ、災害発生時における医療及び救護に関する計画の策定に努めるとともに、災害による傷病者の治療の拠点となる医療機関の指定等災害発生時における医療及び救護のための体制の整備に努めるものとする。

- 2 県は、前項に規定する施策の実施の支援並びに災害発生時における広域的な医療及び救護のための体制の整備に努めるものとする。

(公衆衛生の確保のための体制の整備)

第二十二条 県及び保健所を設置する市は、あらかじめ、関係機関と連携し、災害発生時における感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第一項の感染症をいう。）の発生の予防及びそのまん延の防止、住民の心身の健康管理その他の公衆衛生の確保のための体制の整備に努めるものとする。

(緊急輸送体制の整備)

第二十三条 県及び市町村は、国その他の関係機関と連携し、災害発生時における物資等の緊急輸送のための体制の整備に努めるものとする。

(事業者等との協定)

第二十四条 県及び市町村は、食料、飲料水、医薬品その他の生活物資の供給及び輸送、災害の発生に伴い帰宅が困難となった者（第三十八条及び第四十五条において「帰宅困難者」という。）への

支援その他の災害応急対策が迅速かつ的確に実施されるよう、あらかじめ、事業者等又は他の地方公共団体との協定の締結に努めるものとする。

(自主防災組織の結成の促進等)

第二十五条 市町村は、自主防災組織の結成の促進に努めるとともに、自主防災組織が実施する防災対策に対し、必要な支援を行うよう努めるものとする。

2 県は、前項に規定する施策の実施を支援するものとする。

(人材の育成等)

第二十六条 県及び市町村は、自主防災組織の防災対策及び防災ボランティアの活動が効果的に実施されるよう、自主防災組織が実施する防災対策において指導的役割を担う者の育成並びに防災ボランティアの活動が円滑に実施されるよう連絡調整を行う者等の専門的な知識及び技術を有する防災ボランティアの育成及び確保に努めるものとする。

(防災ボランティア活動の環境整備等)

第二十七条 県及び市町村は、災害発生時における防災ボランティアの活動が円滑に実施されるよう、関係機関と連携し、受入体制の整備、物資及び資機材の提供等防災ボランティアの活動の環境の整備に努めるものとする。

2 県及び市町村は、防災ボランティアの活動への県民及び事業者の積極的な参加を促すため、意識の啓発に努めるものとする。

第二節 県民の役割

(防災知識の習得等)

第二十八条 県民は、防災に関する訓練及び研修に積極的に参加すること等により、災害発生現象の特徴及び予測される被害に関する知識の習得に努めるとともに、災害発生現象の態様に応じた備え及び災害発生時等にとるべき行動の修得に努めるものとする。

2 県民は、自らが生活する地域について、地形等災害関連情報を収集し、理解するよう努めるものとする。

3 県民は、災害発生現象の態様及び地形等災害関連情報に応じた避難場所、避難経路、避難方法、家族との連絡方法等をあらかじめ家族等で確認しておくよう努めるものとする。

(建築物の安全性の確保等)

第二十九条 建築物の所有者は、当該建築物について、建築物に関する法令に基づき耐震診断（地震に対する安全性を評価することをいう。）を行うよう努めるとともに、その結果を踏まえ、耐震改修（地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替又は敷地の整備を

することをいう。)その他の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 県民は、その所有し、又は管理する家具、窓ガラス等について、災害発生時の転倒、飛散等を防ぐための措置を講ずるよう努めるものとする。

3 ブロック塀、広告板その他の工作物及び自動販売機(以下この項において「工作物等」という。

)の設置者は、当該工作物等の耐震性等を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、災害発生時の安全性を確保するため、当該工作物等を定期的に点検し、必要に応じ、補強、撤去その他の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(生活物資の備蓄等)

第三十条 県民は、あらかじめ、食料、飲料水、医薬品その他の災害発生時等において必要となる生活物資を備蓄し、及び点検し、並びにラジオ等の災害発生時等の情報収集の手段を確保するよう努めるとともに、避難の際に必要な物資を直ちに持ち出すことができるように準備しておくよう努めるものとする。

2 県民は、災害を未然に防止し、及び災害発生時の被害の拡大を防止するため、消火器その他の必要な資機材を整備するよう努めるものとする。

(災害時要援護者からの情報の提供)

第三十一条 災害時要援護者は、自主防災組織等及び市町村に対し、避難等の支援を受ける際に必要な自らの情報をあらかじめ提供するよう努めるものとする。

第三節 自主防災組織の役割

(防災意識の啓発等)

第三十二条 自主防災組織は、防災意識の啓発及び高揚を図るため、地域住民に対して防災に関する訓練及び研修を行うよう努めるとともに、その構成員を、県、市町村等が行う防災に関する研修等に積極的に参加させるよう努めるものとする。

(地形等災害関連情報の確認等)

第三十三条 自主防災組織は、県、市町村等が提供する災害及び防災に関する情報を活用し、地形等災害関連情報を確認するよう努めるとともに、災害発生現象の態様及び当該地形等災害関連情報に応じた避難場所、避難経路、避難方法等をあらかじめ把握しておくよう努めるものとする。

2 自主防災組織は、前項の規定により確認し、及び把握した情報その他の防災対策に関する情報を掲載した地図を作成し、地域住民にその内容及び活用方法を周知するよう努めるものとする。

(災害時要援護者の支援等)

第三十四条 自主防災組織は、災害時要援護者の避難等の支援を円滑に行うため、市町村等と連携し

、あらかじめ地域における災害時要援護者に関する情報を把握するよう努めるとともに、家具の転倒防止等災害時要援護者の災害予防対策の支援に努めるものとする。

2 自主防災組織は、災害時要援護者に関する情報の管理に当たっては、情報の漏えい及び目的外利用の防止に万全を期するものとする。

(物資の備蓄等)

第三十五条 自主防災組織は、初期消火、負傷者等の救出救護その他の災害発生時の応急的な措置に必要な物資及び資機材を備蓄し、整備し、又は点検するよう努めるものとする。

(避難勧告等への対応の準備)

第三十六条 自主防災組織は、避難勧告等が発令された場合に地域住民の避難が円滑に行われるよう、あらかじめその構成員の役割を分担しておく等災害予防対策の実施に努めるものとする。

第四節 事業者の役割

第三十七条 事業者は、災害発生時等において来所者、従業者等の安全を確保し、及び事業を継続するための計画を策定し、当該計画を実施するための体制を整備するよう努めるとともに、防災に関する訓練及び研修を積極的に行うよう努めるものとする。

第三章 災害応急対策

第一節 県の責務及び市町村の役割

(情報の収集及び提供)

第三十八条 県及び市町村は、災害発生時等において、第十八条第一項又は第三項の体制に基づき、速やかに災害及び防災に関する情報を収集し、住民、自主防災組織、帰宅困難者等に対し、迅速かつ的確に提供するよう努めるものとする。

(災害応急対策のための体制の確立)

第三十九条 県及び市町村は、災害発生時等において、迅速かつ適切な避難、救助、医療等の災害応急対策が実施されるよう必要な体制の速やかな確立に努めるものとする。

(市町村への応援)

第四十条 県は、災害発生時等において、市町村から応援を求められ、又は応急措置の実施を要請されたときは、あらゆる手段の活用を検討し、速やかに対応するものとする。

第二節 県民の役割

(避難及び避難場所)

第四十一条 県民は、災害発生時等において、当該災害に関する情報に留意し、防災地図の活用により、必要と判断したときは自主的に避難するとともに、避難勧告等の発令があつたときは速やかに

これに応じて行動するものとし、避難に当たっては、互いに助け合い、円滑な避難に努めるものとする。

2 避難場所を利用する者は、互いに協力して共同生活を営むよう努めるとともに、避難勧告等が解除されるまでの間、避難を継続するものとする。

(車両使用の自粛等)

第四十二条 県民は、災害発生時において、災害対策基本法、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）その他の法令に基づき公安委員会又は警察官が行う車両の通行の規制その他の交通の規制を遵守するとともに、当該交通の規制が行われていない道路においても、緊急通行車両（災害対策基本法第七十六条第一項の緊急通行車両をいう。）の通行の妨げとならないように車両の使用を自粛するよう努めるものとする。

第三節 自主防災組織の役割

第四十三条 自主防災組織は、災害発生時等において、市町村その他の関係機関と連携し、地域住民の安否等に関する情報の収集及び伝達、地域住民等の避難誘導、初期消火、負傷者等の救出救護、給水及び給食、危険箇所の巡視その他の地域における災害応急対策を実施するよう努めるものとする。

第四節 事業者の役割

(来所者等の安全の確保)

第四十四条 事業者は、災害発生時等において、来所者、従業員等の安全を確保するよう努めるとともに、その専門性及び組織力を活用し、自主防災組織等と連携し、負傷者等の救出救護、初期消火、地域住民等の避難誘導、災害等に関する情報の収集及び提供等を行い、地域住民の安全を確保するよう努めるものとする。

(帰宅困難者への支援)

第四十五条 事業者は、事業所の周辺地域において帰宅困難者が発生しているときは、一時的な避難場所の提供その他の必要な支援に努めるものとする。

第五節 防災ボランティアの役割

第四十六条 防災ボランティアは、災害発生時において、県、市町村及び自主防災組織と連携し、地域において必要とされている災害応急対策の内容を的確に把握した上で、被災した家屋の清掃、避難場所における給食の支援等きめ細かな活動を行うことにより、災害応急対策が効果的に実施されるよう努めるものとする。

第四章 復旧・復興対策

第一節 県の責務及び市町村の役割

第四十七条 県及び市町村は、大規模な災害が発生したときは、県民の参画を図りながら、公共的施設の復旧、被災者の生活の再建、地域経済の復興等について定めた計画を策定するよう努めるものとする。

2 県及び市町村は、被災者の意向を踏まえるとともに、国その他の関係機関と連携し、前項の計画の定めるところにより、復旧・復興対策の円滑な実施に努めるものとする。

第二節 県民の役割

第四十八条 県民は、自らも地域の復旧及び復興の主体であることを認識した上で、互いに協力し、県、市町村、自主防災組織、事業者及び防災ボランティアと協働することにより、自らの生活の再建及び地域社会の再生に努めるものとする。

2 県民は、循環型社会を形成する観点から、復旧及び復興時において、家具等を再使用することにより、廃棄物の発生を抑制するよう努めるものとする。

第三節 自主防災組織の役割

第四十九条 自主防災組織は、復旧及び復興時において、地域社会の再生に貢献し、かつ、国、県及び市町村が実施する復旧・復興対策に協力するよう努めるものとする。

第四節 事業者の役割

(雇用の場の確保等)

第五十条 事業者は、復旧及び復興時において、事業の継続又は中断した事業の速やかな再開により雇用の場の確保に努めるとともに、国、県、市町村等と連携し、地域経済の復興に貢献するよう努めるものとする。

(生活に不可欠な施設の復旧)

第五十一条 水道、電気供給施設、ガス供給施設、電気通信事業の用に供する施設等の管理者は、復旧対策を実施するときは、情報の共有を図る等互いに協力しながら当該施設の速やかな復旧に努めるものとする。

第五節 防災ボランティアの役割

第五十二条 防災ボランティアは、復旧及び復興時において、被災者の生活の再建が円滑に行われるよう、県及び市町村と連携し、被災者の意向に配慮した支援に努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

制 定 理 由

防災対策に関し、基本理念を定め、災害予防対策、災害応急対策及び復旧・復興対策における県、市町村、県民、自主防災組織、事業者及び防災ボランティアの責務又は役割を明らかにすることにより、防災対策を総合的かつ計画的に推進し、もって災害に強い社会の実現に寄与する必要がある。

地方公営企業等金融機構出資について

平成20年度において、地方公営企業等金融機構に対し、次の金額の範囲内で出資を行うものとする。

出 資 額 141,000 千円

(参 考)

岡山県議会の議決すべき事件を指定する条例抜粋

地方自治法第96条第2項の規定により、次の事項を岡山県議会の議決すべき事件として指定する。

1～5 略

6 1件 500万円以上の出資及び出捐に関すること。

包括外部監査契約の締結について

次のとおり包括外部監査契約を締結するものとする。

- 1 契約の目的 監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約の始期 平成20年4月1日
- 3 契約の金額 16,231千円を上限とする額
- 4 契約の相手方 岡山市関263番地の17
河村英紀(弁護士)
- 5 契約要領 岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)に準拠

(参考)

地方自治法抜粋

(包括外部監査契約の締結)

第252条の36 次に掲げる普通地方公共団体(以下「包括外部監査対象団体」という。)の長は、政令の定めるところにより、毎会計年度、当該会計年度に係る包括外部監査契約を、速やかに、一の者と締結しなければならない。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

一 都道府県

二・三 略

2～7 略

県民局・支局の再編について

平成21年4月の地域庁舎においては、現地で行う必要がある県施設の管理や災害・危機管理などの業務について実施することとしているが、今後、再編完了に向けて、以下により支局体制における課題等について検討を行う。

1 主な課題

- ・危機管理体制の構築
- ・保健所のあり方の見直し
- ・岡山市の政令指定都市への移行
- ・入札制度改革の取組
- ・庁舎関係（県民局執務スペースの確保、支局空きスペースの有効活用等）
- ・その他、県民局・支局体制における課題 等

2 「県民局・支局の再編に関する連絡会議」の設置(H20.2)

(1) 目的

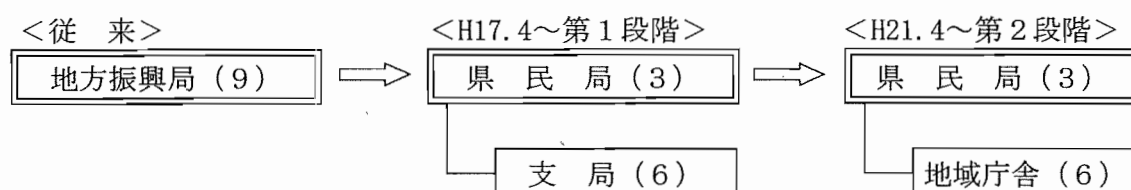
全庁的な共通認識のもとで取組を進め、来年度の早い時期に、支局体制の検証、再編の方向性、県民局及び地域庁舎の業務・組織のあり方等について明らかにする。

(2) 構成

総務部次長、企画振興部次長、本庁主管課長、県民局総務課長、支局総務室長等

(参 考)

1 再編の進め方 - 2段階の見直し -



2 地域庁舎で実施する業務

- ア 災害・危機管理への対応
- イ 現場における業務実施の効率性確保
- ウ 県民サービスの確保
- エ 県道等県が管理すべき施設の維持管理・補修